

部会長

それでは只今から第701回農地部会を開会いたします。
本日の部会は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第21条第3項の規定によりまして、本部会が成立いたしておりますことをまずご報告いたします。
つづきまして、本日の議事録署名人には、湯山地区の柴田委員さん、西中島地区の脇坂委員さん、二人にお願いをいたします。よろしくお願ひ致します。

部会長

本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第12号まで12件の議案が提出されておりますのでよろしくご審議の程をお願い申し上げます。

まず、第1号議案、農地法第4条届出専決処理報告について、議題といいたします。事務局から説明お願ひします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)

平成27年2月26日から平成27年3月25日までに専決処理した案件は11件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら11件につきましては、適法な届出となっていましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

| | | |
|-------|----|----------------------|
| 住宅用地 | 6件 | 2,524 m ² |
| 商工業用地 | 5件 | 2,678 m ² |

となっております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第1号議案について、事務局から説明がありました、本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することいたします。

続きまして、続いて第2号議案、農地法第5条届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明お願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)

平成27年2月26日から平成27年3月25日までに専決処理した案件は21件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら21件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

| | | |
|-------|-----|----------------------|
| 住宅用地 | 17件 | 9,237 m ² |
| 商工業用地 | 3件 | 2,784 m ² |
| 公的用地 | 1件 | 67 m ² |

となっております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第2号議案について、事務局から説明がありました、本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第18条第6項解約通知報告について、議題といたします。事務局から説明お願いします。

事務局

(渡部副主幹)

それでは、ご報告いたします。

1番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

2番、本件は残存小作でございます。本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に農地法5条の許可を受けて、転用するとしております。離作補償給付金を支払うこととしております。

3番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

4番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

5番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は新たな賃借人に貸し出すとしております。離作補償はないとしております。

6番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

7番、本件は農地法3条の許可を受けて、平成23年9月6日から設定された賃借権でございます。

本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が管理するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第3号議案について、事務局から説明がありました、本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございました。

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することといたします。

続きまして、第4号議案、農地法第3条許可取消報告について、議題といたします。事務局から説明お願いします。

事務局

(渡部副主幹)

それでは、ご報告いたします。

平成20年3月4日付けで、農地法第3条による所有権移転の許可を受けておりましたが、契約を白紙解約したため、当該許可を取消しするものでございます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第4号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することといたします。

続きまして、第5号議案、農地法第3条許可申請について、議題といたします。事務局から説明お願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(渡部副本幹)

お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1番、譲受人の澤田さんは、新規農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営を開始しようとするものでございます。

なお、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

2番、18番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。譲受人の長尾さんは、農地約331アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を借受け、また、贈与を受け、農業経営に精進しようとするものでございます。

3番、譲受人の宮内さんは、農地約218アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進しようとするものでございます。

4番、譲受人の森川さんは、農地約51アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

5番、6番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の平野さんは、農地約54アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

7番、譲受人の山下さんは、農地約334アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

8番、譲受人の三好さんは、農地約158アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

9番、譲受人の高須賀さんは、農地約65アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

10番、譲受人の東村さんは、農地約114アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

11番、12番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の大門さんは、農地約0.7アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営を開始しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

13番、譲受人の崎山さんは、農地約53アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

14番、15番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の大石さんは、農地約75アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

16番、譲受人の白石さんは、農地約33アールを耕作する農業者でございます。

この度、耕作上便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

17番、譲受人の二宮さんは、農地約32アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

19番、譲受人の山本さんは、農地約32アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

20番、譲受人の西原さんは、農地約38アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近い本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

21番、譲受人の檜垣さんは、農地約37アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近い本申請地を借入し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

22番、23番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の門田さんは、農地約59アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に隣接する本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第5号議案について、事務局から説明がありました。それでは、ここからは、委員さんによります地元説明をお願いいたします。

まず、1番は五明地区、柴田委員さんにお願いします。

五明地区

柴田委員

それでは、ご説明致します。

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の澤田さんは、自宅に隣接する農地を譲受け、新たに農業経営を行う為、申請に及んだものであります。

農業経験もあることから、地元としては了承した訳でございます。

なお、本部会でのご審議をお願いします。

部会長

ありがとうございました。

次に11番と12番、桑原地区でありますので、野本委員さんからお願ひいたします。

桑原地区

野本委員

それでは、ご説明致します。

先程事務局から説明がありましたように、譲受人の大門さんは、現在桑原地区にお住まいです、農地73m²を耕作する農業者であります。

今般、議案記載の桑原地区の農地を売買で取得し、耕作面積30アール以上として、農業規模の拡大を図るものであります。

農業に対する意欲も充分見受けられることから地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。

只今、第5号議案について、事務局、地元委員さんから説明がありました。本件についての、ご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

ありがとうございます。

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することいたします。

続きまして、第6号議案、農地法第4条許可申請について、議題といたします。事務局から説明お願いします。

事務局

(藤久次長)

1番、本件申請人は、市内萱町五丁目に居住しておりますが、この度、余戸南2丁目に本社を置く建設業者等より、事業エリアの中間地点としての事業用及び職員用駐車場を確保したいとの要望により、本申請地に6台分の露天駐車場を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件申請人は、農地約16aを耕作する農業者でございますが、平成4年頃より、農地法の許可を得ず本申請地を居宅への進入路として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件申請人は、市内権現町に居住する農業者でございますが、この度、将来の収入確保を図るため太陽光発電事業に取り組むこととし、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な本申請地に太陽光発電施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第6号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。

白石委員

白石委員発言

ちょっといいですか。

太陽光発電の事がでましたが、以前に農地部会で、できたら四国電力との10月までの申請については、太陽光発電うんぬんというようなことがありましたね。転用の受付のなかで。3haあたりの四国電力との太陽光発電を止めとる止めてないという、電力の資源エネルギー利用に関する問題が、非常に社会的な問題になっておる。いう中でありますので、三役あたりで一度、対応したらどうぞというお願いをしております。それが第一点。

それと実は昨日です。市長部局の農林水産課のほうへ太陽光発電のこと、大変なことが松山で起きとるぞとゆうことで、溝辺町の昨年5月の議会で会長に聞いております。その溝辺町に無断転用でリトルリーグのグラウンドをしておりました。

それでそのことは教育委員会やそしてまた、地元の公民館にも教育委員会をおしてお尋ねしたんですが、わからなかつた。いうことですから、本会場で聞いております。

ところが昨日、農林水産課の方へ行って、農振農用地の太陽光発電の除外をせずに、東京都千代田区有楽町の資本金2億円以上の業者がやっておると。取得している。はっきりですよね。山林ですが取得して太陽光発電の工事をやっとる、いうことが判明しておる。

これは農振農用地の山林といえどもですね、扱いは県が国の農林省の予算を農振農用地とゆうことは、耕して畑にするということで農振農用地に入れとんです。ですから農地に目的は農業用目的になつとるわけです。工業用の目的ではないんです。ですからこのことは大きな農地じゃなくても大変な制度的な違反の問題なんです。

そのことを市長部局といえども当松山市の行政機関の問題ですから摺合せをはっきりしていかなかったら、過去にその地域でまばらになつります。

昨年5月、質問以前に農業委員会へ農林水産課でないと農振農用地台帳がないですから、全部公図へ私が入れさしました。入れさしますと一般農地そしてまた農振農用地、全部わかりました。

その公団を入れておいて調べていますが、ちょうど昨日、農林水産課へ聞きに来た。地元の誰か。二人。名前を言わないようにしてくれということだったんです。個人だし守秘義務ということがあったんですが、そういう問題で広大な土地がやられておると。この対応についてもどういうふうな農業委員会としては、対応しておるのかこれは当然です。過去に畠にした方なんかには、なっておる方なんかには畠には全部仮計画がそれがついておるんです。そういうことで畠以外にされたんでは困る。農業委員会としては当初の目的も農地もする地域として対応する必要があるのです。過去に畠に耕した方が迷惑する。逆の方法でやるんだったら農振農用地を除外しておいてやるべき問題なんです。そこらのことを行はつきりして欲しいんですが、おわかりでしょうか。

部会長

白石議員に私のほうから、まず2番目の溝辺の件について説明をさせていただきますと、我々役員ですね、3月27日に現地は確認させていただいております。おっしゃるように太陽光発電の設備がかなり今、建設で進行しております。ただまあこれは、農地部分、概略ですけれども、農地部分は外した山林の部分に建設しておるよう見受けられました。

それともうひとつ、一番大事なのは、先の3月10日の農地部会の後の審議の際に今後、この溝辺の件につきましては、地元、それと地元選出の委員、あるいはまた場合によっては土地改良区であるとか、農業委員会事務局そのあたりでよく調査をしたうえで、必要に応じてこの部会で審議をお願いするいうことで、この部会においてこの溝辺の件は、審議はしないと、これは3月10日に今日出席されております、全員の委員さんの了解をいただいたはずなんで、あの白石委員せっかく提案していただきましたけれど、この件については、先の部会のとおり、結論のとおり今回の審議からは、外さしていただきます。委員さんよろしいでしょうか。

白石委員 ちょっと待って下さい。
このほたら権現町のこの議案にあがつとる、4条の許可のこれは石手川北部には掛かってないんですか。面積なんかの中には入ってないんですか。石手川北部の。

部会長 事務局いかがですか。

白石委員 知っておりますか、土地改良区の中で問題になっておる。

事務局 掛かっておりません。

(藤久次長) いわゆるその石手川北部の事業につきましては、事業採択要件が農用地ということになっておりますので、基本的に石手川北部の事業に入っている土地は農用地でございます。

今回、農用地の除外については、全く関係ございません。農林水産課にも合議をかけて確認しておりますので、それはちがうということでございます。

白石委員 石手川北部に関係ないの

部会長 以上のようなことです。

白石委員、それとですね。太陽光発電施設に対する四国電力の方針もかなり変わったり、いろいろとあるようですので、おっしゃるように提案のとおり一度は電力の方ですね、確認は致したいと思いますので。

白石委員

確認言うたって、遅いだろう、速く言えば私がいうのが、北条あたりはクラレの跡地なんかやっとんのよ。工業用のとこが今やりよる。採算性の問題はあるので、社会的に問題になっておるから、こちらは農業を追求する中でね、まばらにやって方向ができるようなことになったら、いかないから方向付けのために、太陽光発電の将来的展望は四国電力としてはどうなのかと。はっきりしておかないといかん。

部会長

はい、事務局。

事務局

(藤久次長)

白石委員さん、今ご指摘がありました太陽光発電について、まあ農業委員会の立場として農地での考え方で申しますと、まず太陽光発電の事業で、ご存知のとおり農地でかなり転用の申請は出ております。ですから、いわゆる太陽光発電は、農地ではやらないというんだったら農業委員会は関係ございません。現実に農地で出ております。だけど農業委員会では基本的に農地法で農地を守る組織ですので、それを推進するような立場ではまずないと、ただしもう一つは、法に基づいて転用許可申請が出てきたら、許可基準に照らし合わせて、適合しておれば、それは、法律の定められておりますから、許可をせざるを得ません。ですから推進する立場でもない、止める立場でもない、ですからそういうことで、申請が出てくれば適正にその審査をするという立場でよろしいかと考えております。

以上でございます。

部会長

よろしいでしょうか。

一同

異議なし

部会長

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することといたしますが、本案件につきましては、県許可案件になりますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。

次に、第7号議案、農地法第5条許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(藤久次長)

1番、本件受人は、郷土の文化芸能や観光都市としての発展のためのPR活動並びに環境事業を主な業務とする法人でございますが、事務所兼代表理事の居宅が経済産業省から太陽光等の再生可能エネルギー設備や体験施設等を整備した次世代エネルギーパークとして認定されて以来、来場者が増加したことから、今回、隣接する本申請地を取得し、露天駐車場並びに自然に触れ合う屋外遊具施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は申請面積が1000m²以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

2番、本件申請人は、農地約56aを耕作する農業者でございますが、昭和32年から45年にかけて農地法の許可を得ず、本申請地へ農家住宅の建築及び増築をしていましたので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は夫婦で、市内森松町に居住しておりますが、この度、本申請地を取得の上、衣料品販売店舗を開業し、近隣住民へのサービスを提供したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、クレーンのリースを主な業務とする法人でございますが、事業の拡大に伴い、車両、重機、資材の量も多くなり、現事業敷地では何かと支障をきたしていることから、新たに本申請地を取得の上、露天駐車場として通路、回転スペース等を整備し、作業の安全性を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は申請面積が1000m²以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

5番、本件受人は、もやしの栽培、加工を主な業務とする法人でございますが、同業者の廃業に伴い販売先からの依頼が増大していることから、隣接する本申請地を取得し、新たに栽培施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、不動産業、木材の加工販売業を主な業務とする法人でございますが、既存の木材加工品置場が手狭で業務に支障をきたしていることから、新たに隣接する本申請地を取得し、露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を祖父より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

8番、本件受人は、市内志津川町で通所授産施設を開設する社会福祉法人でございますが、今回、隣接する本申請地を取得し、新たに、障害者支援施設を開設したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は、土地収用法に該当する事業であり、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

本件は申請面積が 1000 m²以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

9番、本件受人は、古物販売を主な業務とする法人でございますが、庭石、灯篭等の置場が不足していることから、今回、既存置場に隣接する本申請地を取得し、露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断されます。

本件は申請面積が 1000 m²以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

10番、本件受人は、建設業を主な業務とする法人でございますが、平成 17 年頃より、事業量の増加に伴い、農地法の許可を得ず、代表取締役の所有する本申請地を露天資材置場及び残土仮置場として利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ha 未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第7号議案について、事務局から説明がありました。それでは、ここからは、地元委員さんの説明をお願いいたします。

まず、1番は五明地区であります。湯山地区の柴田委員さんからお願ひいたします。

湯山地区

それでは、ご説明致します。

柴田委員

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の「一般社団法人いよまつり協会」は、郷土文化及び郷土芸能の承継事業を行う法人であります。

このたび、協会代表理事が居住し協会が運営する施設が、資源エネルギー庁が所管する、次世代エネルギーパークに認定され、施設見学者駐車場及びフィールドスペースを確保する為、申請に至ったものであります。

地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いします。

部会長

ありがとうございました。

次に4番でありますが、浮穴地区でありますので、南委員さんからお願ひいたします。

浮穴地区

それではご説明いたします。

南委員

先ほど事務局から説明がありましたように、申請者の株式会社テクノ重機は、浮穴地区に事業所を構える、クレーンリースを主たる事業とする業者です。

今般、既存の敷地では車両等の駐車や入れ替えなどに困難が生じてきしたことから、農地転用の許可申請に及んだものです。

転用の目的、内容ともに適切と認められたため、地元としては了承した訳ですが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いします。

部会長

ありがとうございました。

次に8番ですが、潮見地区でありますので、寺井委員さんからお願ひいたします。

潮見地区
寺井委員

只今、事務局から説明がありましたように、当法人は障害者支援施設「授産施設ほっぱ苑」を開設しておりますが、この度、「就労支援B型事業所」を新設し、中予地区で一番工賃を支払えるB型事業所を目指し、送迎を要しない利用者を中心に一般労働に近い時間で就労支援を行いたいとしております。

また、本施設は「授産施設ほっぱ苑」に隣接して設置しようとするもので、授産施設と連携した就労支援が可能となり、さらなる効果が期待できるとしております。

なお、設置予定農地は、1種農地でありますが、土地収用法により土地を収用し、又は使用することができる事業に該当し、資金計画も問題なく、被害防除の対策もとられていることから、地区審査において了承いたしました。

部会長

ありがとうございました。

次に9番ですが、正岡地区でありますので、村上委員さんからお願ひいたします。

正岡地区
村上委員

先ほどの事務局の説明のとおりでありますので、本部会でのご審議をよろしくお願ひします。以上。

部会長

ありがとうございました。

只今、第5号議案について、事務局、地元委員さんから説明がございました。本件についての、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

ありがとうございます。

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することいたしますが、なお、本案件は、県許可案件になりますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。

続きまして、第8号議案、平成27年度第1号農用地利用集積計画について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(片山主査)

本日の案件92件の内、賃借権の設定が65件、使用賃借権の設定が27件、所有権移転の設定が3件となっており、設定総面積は合計178,232.00m²でございます。その内訳は新規が3件、更新が86件、所有権移転が3件となっています。

議案のご説明についてですが、今回、件数が多くなっていますが、国よりすべての議案について説明すること、との指導でございます。全件ご説明する内、見開きのページにつきまして譲り受け人が同一の場合は、一括してご説明させていただきますので、今後におきましても議事進行が迅速に執り行われるようご協力をお願いします。

では、議案書16ページ、番号1の譲り受け人は、約171アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号2の譲り受け人は、約115アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号3、4の譲り受け人は、約90アールを耕作する農業者で、継続して使用賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号5、6、と18頁に飛びまして、11、12の譲り受け人は同一人の約233アールを耕作する農業者で、継続して権利を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

17頁、番号7、18頁番号14、20頁番号25の譲り受け人は、約251アールを耕作する農業生産法人で、継続して権利を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号8、9、の譲り受け人は約150アールを耕作する農業者で、継続して権利を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号10の譲り受け人は約103アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号13の譲り受け人は約122アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号15、16、17、21、23の譲り受け人は約113アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号18の譲り受け人は約242アールを耕作する農業生産法人で、期間満了に伴う借り手変更により、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号19、20の譲り受け人は約146アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号22の譲り受け人は約30アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号24の譲り受け人は約86アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号26の譲り受け人は約115アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号27、次の頁の30、31の譲り受け人は約77アールを耕作する農業者で、賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 28 の譲り受け人は約 120 アールを耕作する農業者で、期間満了に伴う借り手変更により、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 29 の譲り受け人は約 65 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 32 の譲り受け人は約 271 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 33、34 の譲り受け人は約 116 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 35、37 の譲り受け人は約 279 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 36、38 の譲り受け人は約 726 アールを耕作する農業生産法人で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 39、40 の譲り受け人は約 142 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 41 の譲り受け人は約 80 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 42、43、44 の譲り受け人は約 91 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 45 の譲り受け人は約 271 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 46 の譲り受け人は約 254 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 47 の譲り受け人は約 244 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 48、49 の譲り受け人は約 255 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 50、52 から 64 番の譲り受け人は約 557 アールを耕作する農業生産法人で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

24 頁に戻りまして、番号 51 の譲り受け人は約 112 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

次に 26 頁の番号 65 の譲り受け人は約 110 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 66 の譲り受け人は約 110 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 67 の譲り受け人は約 42 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 68 の譲り受け人は約 153 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 69 の譲り受け人は約 151 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 70 の譲り受け人は約 250 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 71 の譲り受け人は約 273 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 72、73 の譲り受け人は約 107 アールを耕作する農業者で、新規で賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 7 4 の譲り受け人は約 395 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 7 5 の譲り受け人は約 136 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 7 6 の譲り受け人は約 130 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 7 7、8 0 の譲り受け人は約 160 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 7 8 の譲り受け人は約 78 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 7 9 の譲り受け人は約 131 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 8 1 の譲り受け人は約 92 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 8 2、8 3、8 4 の譲り受け人は約 108 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 8 5 の譲り受け人は約 47 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 8 6 の譲り受け人は約 55 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 8 7 の譲り受け人は約 142 アールを耕作する農業者で、継続して賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 8 8 の譲り受け人は約 157 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 8 9 の譲り受け人は約 66 アールを耕作する農業者で、継続して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしています。

番号 9 0 の譲り受け人は、約 455 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 9 1 の譲り受け人は、約 37 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号 9 2 の譲り受け人は、約 660 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告予定日は、平成 27 年 5 月 1 日となっており、公告により効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

部会長

ありがとうございました。

只今、第 8 号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

ありがとうございます。

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することといたします。

次に、第 9 号議案、農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について、議題といたします。事務局から説明お願いします。

事務局

(片山主査)

それでは、ご説明いたします。

この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第19条3項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。

2月の農地部会におきましてえひめ農林漁業振興機構が利用権を設定したこの対象農地をご審議いただきました。これに関しては平成27年2月27日に市の公告が済み、使用貸借権がえひめ農林漁業振興機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。

総面積は合計1,074m²、1筆、使用貸借権です。この案を松山市がえひめ農林漁業振興機構へ提出し、農用地利用配分計画をえひめ農林漁業振興機構が決定した後に、県が認可し、5月頃の公告という流れになっております。そのため、6月頃、檜垣氏に耕作権が設定される予定です。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

部会長

ありがとうございました。

只今、第9号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

ありがとうございます。

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することといたします。

次に、第10号議案、農地法第3条の3第1項の規定による届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明お願いします。

事務局

(渡部副主幹)

それでは、ご報告いたします。

平成27年2月26日から平成27年3月25日までに専決処理した案件は20件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらにつきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第10号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

ありがとうございます。

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することといたします。

続きまして、第11号議案、松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見の決定について、議題といたします。事務局から説明お願いします。

事務局

(藤久次長)

それでは、ご説明いたします。

本件は、申出人より農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。

1番、本件申出人は、現在、父母と同居し、農地約 1.1ha を耕作する農業者でございますが、現居宅が何かと手狭なことから、今般、本申出地を祖父より借受け農家住宅を建築したいとしております。

なお、農用地区域除外後の本申出地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするものであり、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

2番、本件申出人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申出地を祖母より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、農用地区域除外後の本申出地の農地区分は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするものであり、例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

以上、農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第 10 号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

ありがとうございます。

それでは本件、異議なしと認め原案どおり承認することといたします。

次に、第 12 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて、議題といたします。事務局から説明お願いします。

事務局

(片山主査)

それでは、ご説明いたします。

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。

この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。

なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされていることを確認いたしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

部会長

ありがとうございました。

只今、第12号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め原案どおり承認することといたします。

以上で本日の提出議案12件の審議はすべて終了をいたしました。

これから事務局、委員さんの連絡事項等ございましたら、順次、ご発言をよろしくお願ひします。

事務局

事務局より連絡事項の説明

部会長

ありがとうございました。

他にございませんか。

白石委員

白石委員の発言

部会長、ちょっと。部会長、その私があの。再々、石手川北部のことと言ふけどね。今年の26年度で支払いが最終年やった。それ、経過を県か国に聞いりますか。

部会長

事務局わかりますか。

事務局

(藤久次長)

石手川北部の件については、市長部局の所管であり、いわゆる農振法の所管でありますので、農業委員会事務局が直接立ち入って、関与する必要があるのかどうか、それはないのではないかという風に、事務局は判断します。

白石委員

あのね、中央農協の一度あの議題で揉めとんです。ほたらあの事務局で、どれくらい経費が59億3千万円ほどかかっとんです。わかつとる。最初。その内訳、どうなつとるか。それ全部、県が26年度に済んでなかつたら、それで揉めとんです。それが26年度にけりがついてないといかんのです。それで中央農協で問題になつたんです。そのあれば、事務局が太陽光の中農協の事務局。

部会長

白石委員、今の件は。

白石委員

農地に関係がある。

部会長

あの、市長部局の農水の方であのすでに聞かれとるのではないんですか。

白石委員

聞いてない。

部会長

聞いてないんですか。そうしたら市長部局で聞いていただいたらと思います。

白石委員

そうやって、撥ねつけるけんいかん。それぐらい知つとかんといかん。農業委員会。そやから太陽光で。

部会長

他にございませんか。

一同

異議なし。

以上で第701回の農地部会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

午前 11 時 30 分 閉会

